

# 令和5年度 服装・頭髪のきまりについて（改訂版）

甲府市立富竹中学校生徒指導部

## 1. 服装のきまり

### 【学生服】

#### ①上衣

（夏） 半袖白ワイシャツとする。

※下着を必ず着用すること。

※寒いときは防寒着を着用することができる。

（冬） 標準型学生服

※ボタンはⓐのついた標準のもの。

#### ②ズボン

標準型学生ズボンとする。

※ベルトは黒または茶とする。

#### ③学生服の下に着るもの

白ワイシャツとする。

※肌着、重ね着類の色は、白・黒・紺・グレーなど派手でないものとする。

#### ④靴下

白、黒、紺、グレーの無地のものとする。ワンポイントは可とする。

### 【セーラー服】

#### ①上衣

（夏） ○学校指定の夏の制服

※学校指定のネクタイをつける。

※寒いときは防寒着を着用することができる。

（冬） ○学校指定の冬の制服 ※他は夏に同じ。

#### ②スカート

○制服のもの。

#### ③制服の下に着るもの

○肌着は、必ず着用する。

※肌着、重ね着類の色は、白・黒・紺・グレーなど派手でないものとする。

#### ④靴下

○白、黒、紺、グレーの無地のものとする。冬はストッキングまたはタイツを着用することが望ましい

※夏・冬の制服（学生服・セーラー服）は、1年間を通して着用可。気温に応じて各自が判断し選択・着用する。

### 制服以外

#### ①名札

登校し、教室に入ったらアクリル製の名札を制服の左胸につける。下校前に取り外し、教室の所定の位置に保管する。

#### ②上履き

学年色が入った学校指定のもの。《令和5年度 1年…赤 2年…緑 3年…青》

※氏名を記入しておく。※かかとを踏まない。

### ③下履き

靴は、体育ができる運動靴とする。  
※かかとを踏まない。

### ④カバン

学校指定のカバンとする。  
※カバン・バックは加工しない。

### ⑤その他

○防寒着は、1年間を通して着用可とする。(派手な柄やデザインでないもの)

教室以外は、ジャンパー、ウインドブレーカー、ダウンジャケット類と部で揃えたウエアなどの着用を可とする。

屋内は、薄手のウインドブレーカーやカーディガンの着用を可とする。ただし、夏は冷房中の教室内のみとする。

○屋外で、マフラー(ネックウォーマー)と手袋は、適時着用してよい。

○膝掛けは、授業中に使用可とする。

○熱中症(暑さ)対策として、登下校中や屋外の部活動中に帽子(キャップ型)をかぶってもよい。

## 2. 頭髪のきまり

1. 前髪は、視力低下を防ぐために目にかからない程度とする。
2. 髪を染める・パーマをかける・整髪料等をつけるなど加工を禁止する。
3. ヘアピンや髪を結ぶゴムは黒紺茶のものとする。

※きまりに明記されていないことは、許されているわけではありません。  
一般社会通念に照らし合わせ、生徒自ら考え、きまりを守りましょう。